

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

被扶養者認定取消に係る取扱いの変更について（通知）

このことについて、下記のとおり変更することとしたので通知します。
については、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 変更の概要

被扶養者の認定においては、認定基準年額（(表)①）以上の収入が恒常的にある者については、認定要件を満たさないものとされている。

現行では、パートやアルバイト等で月々の収入が安定しない被扶養者については、毎月の収入を確認し、3か月の収入の平均が認定基準月額（(表)②）以上となり、その後も引き続き雇用される場合には、認定基準年額以上の収入が恒常的にあると見込まれるものと判断し認定を取り消している。

今回、判断基準を見直し、今後は、月収が認定基準月額以上となる月が3か月間連続し、その後も引き続き雇用される場合に、認定基準年額以上の収入が見込まれるものとし、認定を取り消すこととする。

なお、3か月連続で認定基準月額以上とならない場合であっても、年収が認定基準年額以上となった場合には、認定を取り消す。

また、認定取消となった後に、年収が認定基準年額未満となり、かつ、月収が3か月連続して認定基準月額未満となった場合には、恒常的な収入は認定基準年額未満になったものと判断し、再認定できるものとする。

(表)認定基準額

被扶養者の区分		①認定基準年額	②認定基準月額 (①÷12月)
1	2以外の者	1,300,000円	108,334円
2	障害を支給事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者	1,800,000円	150,000円

2 取消日及び再認定日

(1) 取消日

ア 月収が3か月間連続して認定基準月額以上となった場合は、3か月目の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

イ 3か月連続で認定基準月額以上とはならないが、年収が認定基準年額以

上となった場合は、認定基準年額以上となった月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

(注) 被扶養者の取消日は扶養手当の取消日とは異なるため、扶養手当の認定が取り消されても、被扶養者としては継続して認定されることがある。

(2) 再認定日

ア 上記2(1)アにより取消となった場合は、月収が3か月間連続して認定基準月額未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

イ 上記2(1)イにより取消となった場合は、年収が認定基準年額未満となり、かつ、月収が3か月間連続して認定基準月額未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日とする。

ウ ア及びイの日から30日を経過して所属所が被扶養者認定・取消申告書を受け付けた場合は、所属所受付年月日とする。

(注) 被扶養者の再認定日は扶養手当の再認定日とは異なるため、扶養手当の認定をされても、被扶養者とはならないことがある。

※ 取消日及び再認定日については別紙1「取消・再認定例」参照

3 賞与の取り扱い

賞与は、支給された月の収入とし、支給月以外に割り振ることはしない。

4 事務処理

事務処理は、別紙2「事務処理について」により行う。

5 被扶養者の収入額等資格の確認

所属所長は、組合員の被扶養者の収入額等を毎月確認する。

6 適用日

平成25年10月1日

なお、平成25年8月から収入が継続してある場合は平成25年10月分収入を3か月目とし適用する。

7 その他

この扱いは、扶養手当の認定基準とは異なるので、事務処理については充分注意すること。

担当 福利課共済班資格・給付担当
電話 054-221-3135・3136

取消・再認定例

認定基準年額 1,300,000円(認定基準月額 108,334円)の場合

例1 認定を継続できる場合

収入のあった月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	計
収入額	110,000	100,000	150,000	100,000	150,000	100,000	90,000	90,000	90,000	100,000	100,000	100,000	1,280,000
H25.9.30までの旧基準	認定	認定	収入のあった日の翌日取消	取消	取消	取消	取消	収入のあった日の翌日認定	認定	認定	認定	認定	
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	

旧基準では、3か月平均により確認していたため、平成25年10月の収入により取消となった。
平成25年10月1日より基準を変更したことにより、3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上とはならないため、認定を継続することができる。

平成25年8月～平成26年7月の年間収入は認定基準年額(1,300,000円)未満であり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上の収入が続く状態はないので、引き続き認定を継続できる。

例2 認定が取消となり再認定できる場合

収入のあった月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	計
収入額	110,000	107,000	110,000	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,267,000
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	収入のあった日の翌日取消	取消	取消	取消	収入のあった日の翌日認定	認定	

平成25年8月～平成25年10月の収入が3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上とはならない。
平成25年10月1日より基準を変更したことにより、認定を継続することができる。

平成25年12月～平成26年2月の収入が3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上となったため、平成26年2月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日で認定取消となる。

平成26年4月～平成26年6月の収入が3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となったため、平成26年6月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日で再認定をすることができる。

例3 3か月連続で認定基準月額以上とならないが年収が認定基準年額以上となった場合

収入のあった月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	計
収入額	100,000	120,000	100,000	110,000	100,000	150,000	120,000	100,000	110,000	100,000	100,000	100,000	1,310,000
収入額累計	100,000	220,000	320,000	430,000	530,000	680,000	800,000	900,000	1,010,000	1,110,000	1,210,000	1,310,000	
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	収入のあった日の翌日取消



平成25年8月～平成26年7月の間で、3か月連続で認定基準月額(108,334円)以上とならなかったが、平成26年7月の収入により認定基準年額(1,300,000円)以上となったため、平成26年7月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日で認定取消となる。

認定基準年額(1,300,000円)以上となったため認定取消となった場合は、取消した翌月から前1年間の年収を月々確認する。

前1年間の年収が認定基準年額(1,300,000円)未満となり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日に再認定をすることができる。

収入のあった月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	計
収入額	120,000	100,000	110,000	100,000	150,000	120,000	100,000	110,000	100,000	100,000	100,000	80,000	1,290,000
収入額累計	120,000	220,000	330,000	430,000	580,000	700,000	800,000	910,000	1,010,000	1,110,000	1,210,000	1,290,000	
H25.10.1からの新基準	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	収入のあった日の翌日取消	収入のあった日の翌日認定

平成25年8月～平成26年7月の1年間で、年収が認定基準年額(1,300,000円)以上となり平成26年7月に認定取消となったため、平成26年8月の前1年間の年収を確認する。平成25年9月～平成26年8月の1年間では年収が認定基準年額(1,300,000円)未満となり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となるので、平成26年8月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日に再認定をすることができる。

※平成25年9月～平成26年8月の1年間で年収が認定基準年額(1,300,000円)未満とならなかった場合は、平成25年10月～平成26年9月、平成25年11月～平成26年10月と順次確認し、年収が認定基準年額(1,300,000円)未満となり、かつ、3か月連続で認定基準月額(108,334円)未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日に再認定をすることができる。

事務処理について

処理区分	該 当 項 目	
区分変更	1(1)	扶養手当が取り消された後も被扶養者の認定は継続できる場合
	1(2)	1(1)により区分変更した後、再度扶養手当の認定をされることとなった場合
取消	2(1)	年収は認定基準年額未満であるが、月収は3か月連続で認定基準月額以上となった場合
	2(2)	月収は3か月連続で認定基準月額以上とはならないが、年収が認定基準年額以上となった場合
再認定	2(3)	2(1)により取り消した後、3か月連続で認定基準月額未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合
	2(4)	2(2)により取り消した後、年収が認定基準年額未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合

1 収入の一時的な超過により、扶養手当の認定は取り消されるが、被扶養者の認定は継続できる場合 別紙 1 例 1 参照

(1) 扶養手当が取り消された後も被扶養者に認定できる期間は、以下の書類を提出し、普通認定から特別認定への区分変更申告を行う。

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「扶養手当取消日」とし、「理由」は「収入超過により扶養手当が取消となったため」とする。

イ 扶養手当取消日において、月収が取消日前3か月連続で認定基準月額未満であることが確認できる書類の写し（給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等）

ウ 扶養手当取消日以降、年収が認定基準年額未満となることが見込める書類の写し（扶養手当において確認した雇用契約書等）

(2) 上記 1 (1)により区分変更した後、再度扶養手当の認定をされることとなった場合は、以下の書類を提出し、特別認定から普通認定への区分変更申告を行う。

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「扶養手当認定日」とし、「理由」は「収入減少により扶養手当が認定されたため」とする。

イ 扶養手当認定簿の写し

2 収入の一時的な超過により、被扶養者の認定を取り消し、再度被扶養者の認定をする場合

(1) 年収は認定基準年額未満であるが、月収は3か月連続で認定基準月額以上となった場合は、以下の書類を提出し、取消申告を行う。 別紙 1 例 2 参照

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を欠くに至った年月日」は「3か月目の収入のあった日（給与支給日等）の翌日」とし、「理由」は「月収が3か月連続で認定基準月額以上となったため」とする。

イ 年収は認定基準年額未満であるが、3か月連続で認定基準月額以上となったことが確認できる書類の写し（取消日前1年間の月々の収入が確認できる、給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等）

ウ 被扶養者証（その他交付されている認定証等を含む）

- (2) 月収は3か月連続で認定基準月額以上とはならないが、年収が認定基準年収以上となった場合は、以下の書類を提出し、取消申告を行う。 別紙1 例3参照

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を欠くに至った年月日」は「年収が認定基準年収以上となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日」とし、「理由」は「年収が認定基準年収以上となったため」とする。

イ 年収が、認定基準年収以上となったことが確認できる書類の写し(取消日前1年間の月々の収入が確認できる、給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等)

ウ 被扶養者証(その他交付されている認定証等を含む)

- (3) 上記2(1)により取り消した後、3か月連続で認定基準月額未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合は、別添「提出書類一覧表1」に示す書類を提出し、認定申告を行う。 別紙1 例2参照

〈書類作成の注意点〉

○被扶養者認定・取消申告書

「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「3か月目の収入のあった日(給与支給日等)の翌日」とし、「理由」は「月収が3か月連続で認定基準月額未満となったため」とする。

(注)扶養手当の認定をされている者は、扶養手当の認定日とは異なるので注意すること。

○認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し

被扶養者の要件を備えるに至った年月日前3か月連続で認定基準月額未満であることが確認できる書類の写し(給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等)

なお、被扶養者の要件を備えるに至った日から起算して30日を経過した後に所属所が申告書を受理した場合は、その間の月々の収入を確認できる書類の写しも併せて提出する。

- (4) 上記2(2)により取り消した後、年収が認定基準年収未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合は、別添「提出書類一覧表1」に示す書類を提出し、認定申告を行う。 別紙1 例3参照

〈書類作成の注意点〉

○被扶養者認定・取消申告書

「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「年収が認定基準年収未満となり、かつ、月収が3か月連続して認定基準月額未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日」とし、「理由」は「年収が認定基準年収未満となったため」とする。

(注)扶養手当の認定をされている者は、扶養手当の認定日とは異なるので注意すること。

○認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し

被扶養者の要件を備えるに至った年月日前1年間の年収が認定基準年収未満であり、かつ、被扶養者の要件を備えるに至った年月日前3か月の月収が認定基準月額未満であることが確認できる書類の写し(被扶養者の要件を備えるに至った日前1年間の月々の収入が確認できる、給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等)

なお、被扶養者の要件を備えるに至った日から起算して30日を経過した後に所属所が申告書を受理した場合は、その間の月々の収入を確認できる書類の写しも併せて提出する。

表5

提出書類一覧表 1 (被扶養者の認定に関する提出書類)

提出書類 区分及び 認定基準年額		①	②-1	②-2	③-1	③-2	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		被扶養者認定・取消申告書	被扶養者申請理由書	扶養協議書 注1	市区町村長発行の所得(課税)証明書の写し	所得の内容を証明する書類の写し 注2	在学証明書の写し	戸籍謄本又は改製原戸籍の写し 注3	住民票謄本の写し	申立書	送金を証明できる書類の写し(別居の場合のみ) 注4	年金額改定通知書(又は年金証書)の写し	基礎年金番号の確認できる書類の写し(配偶者のみ)	国民年金第3号被保険者資格取得届(配偶者のみ)	認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し	その他
扶養手当該当者 注5		○											○	○	注6	左のほか必要と認める書類
扶養手当非該当者	学校教育法に規定する学校の学生(定時制・夜間・通信・留学生を除く)	○	○	○	○	○	○	○	※	※					○	
	定時制・夜間・通信制の学生及び留学生	○	○	○	○	○	○	○	※	※	○				○	
	・60歳以上の公的年金受給者 ・公的年金のうち障害を支給事由とする年金を受給している者	○	○	○	○	○				※	○	○			○	
	上記以外の者	○	○	○	○	○				○	※	○	○		○	

※…配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟・妹以外の、三親等内の親族の認定の場合に併せて提出を要する書類

注1 認定しようとする者が「配偶者・子」である場合には不要。

注2 勤労所得者…事業主の給与支払証明書及び雇用契約書(雇用期間及び給与の推計ができる算定基準等の記載のあるもの)

事業・農業・不動産等の所得者…確定申告書及びそれに添付する損益計算書

退職を機に認定を受けようとする者…退職及び失業給付を受けないことを証する書類(失業給付受給の待機中の場合は、受給開始日のわかる「雇用保険受給資格者証」の写し)

注3 認定を受けようとする者と組合員及び組合員以外の扶養義務者が確認できるものとする。

注4 配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟・妹以外の、三親等内の親族は、組合員と同居していることが条件となるため、送金の事実があっても認定できない。

注5 配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟・妹以外の、三親等内の重度心身障害者の認定の場合は、被扶養者認定申告書のほか、⑤・⑥及び⑧の書類についても提出すること。

注6 次により取消となった後、再度認定をしようとする場合は提出する。

・月収が3か月連続で認定基準月額以上となった。

・月収は3か月連続で認定基準月額以上とならなかったが、年収が認定基準年額以上となった。